

南あわじ市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和2年3月27日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、南あわじ市犯罪被害者等支援条例（令和2年南あわじ市条例第6号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）をいう。
- (3) 重傷病 療養に1箇月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(支援金の支給)

第3条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な資金として支援金の支給を行うものとする。

- 2 支援金は、重傷病支援金及び遺族支援金とする。
- 3 重傷病支援金の額は、10万円とする。
- 4 遺族支援金の額は、30万円とする。ただし、既に重傷病支援金を支給された犯罪被害者が当該犯罪行為による重傷病に起因して死亡したときは、20万円とする。

5 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者が犯罪被害を受けてから1年を経過して死亡した場合の遺族支援金は、支給しない。

(支援金の支給対象者)

第4条 前条の支援金の支給対象者は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪発生時に市民であった者

(2) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者で当該犯罪発生時に市民であった者の遺族であって、次項から第4項までの規定により第1順位の遺族となる者

2 前項第2号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

4 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。この場合において、同順位の遺族が2人以上ある場合は、その1人に対して行った遺族支援金の支給は、当該遺族全員に対してなされたものとみなす。

(支援金の申請)

第5条 第3条に規定する支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲

げる支援金の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 重傷病支援金

- ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書
- イ 犯罪発生時において申請者が市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族支援金

- ア 死亡した犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 犯罪発生時において、死亡した犯罪被害者が市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- ウ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本
- エ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する支援金の申請において、提出した書類により証明すべき事実が確認できるときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したとき、又は当該犯罪被害の発生した日から2年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由により、その期間内に申請することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(支援金の支給の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行い、支給の可否を決定し、犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により支給の決定を受けた者が支援金を受けようとする

きは、犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（支援金の支給制限）

第8条 市長は、第3条から前条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給をしないことができる。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、又は当該犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責に帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき（その組織に属していたことが犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められる場合を除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支援金の支給を受けたとき、又は支援金を受けた以後において、前条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の支給の決定を取り消し、犯罪被害者等支援金返還通知書（様式第4号）により返還させることができる。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

犯罪被害者等支援金支給申請書

年 月 日

南あわじ市長 様

申請者 住所

氏名

⑩

被害者との続柄

電話

南あわじ市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり支援金の支給を申請します。

なお、申請に係る犯罪行為や被害の状況等を確認するために、市が警察署等において調査することに同意します。

支援金の種類		重傷病支援金 ・ 遺族支援金		
被害者	ふりがな 氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	住所			
被害を受けた日時		年 月 日	時	分頃
被害を受けた場所				
死亡年月日 (遺族支援金のみ)		年 月 日		
被害の発生状況				
警察署の被害届受理日		年 月 日	受理番号	
加害者氏名及び被害者 との親族関係の有無		加害者氏名		
		親族関係	有 () ・ 無	

第1順位の 遺族(遺族支 援金のみ)	氏名	続柄	住所	支援金受 給者に○

※ 添付書類

(重傷病支援金)

- 1 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書
- 2 犯罪発生時において申請者が市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

(遺族支援金)

- 1 死亡した犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 犯罪発生時において、死亡した犯罪被害者が市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- 3 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本
- 4 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長



犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南あわじ市犯罪被害者等支援金
支給申請については、次のとおり支給することに（支給しないことに）決定し
ましたので、南あわじ市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により通
知します。

支援金の種類 重傷病支援金 ・ 遺族支援金

・ 支給 支援金の額 円

・ 不支給

（理由）

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南あわじ市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南あわじ市を被告として（訴訟において南あわじ市を代表する者は、南あわじ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第7条関係）

犯罪被害者等支援金支給請求書

年 月 日

南あわじ市長 様

請求者 住所

氏名

印

電話

年 月 日付けで支給決定があった南あわじ市犯罪被害者等支援金について、南あわじ市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円	
支援金の種類		重傷病支援金 ・ 遺族支援金	
振 込 先	金融機関名		
	支店名	預金種別	普通・当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第4号（第9条関係）

犯罪被害者等支援金返還通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長



南あわじ市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、 年
月 日付け犯罪被害者等支援金支給決定通知書の支給決定を取り消し、次の
とおり返還するよう通知します。

1 返還額 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還理由

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南あわじ市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南あわじ市を被告として（訴訟において南あわじ市を代表する者は、南あわじ市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。